

# 行政事務標準文字 導入についてのご案内

自治体が各種証明書や郵送物で使用する

## 文字が標準化されます

### 標準化で何がかわるのですか？

すべての自治体と同じ文字を使い行政事務を効率化するため、住民票の写しや自治体がみなさまへ発送する郵送物の宛名などに用いる文字が今までと違ったデザインになる場合があります。

### どのように変わるのですか？

部首の大きさ、曲げはねの違い、一部の長さの違いなど、デザインの差（「字形」の違い）の範囲内で変わる場合があります。漢字の骨組み（「字体」の違い）は変わりません。

### 字体は同じだが字形（デザイン）が変わる例



### いつから変わるのですか？

令和7年度から順次導入されます。  
導入開始時期や、対象となる証明書や郵送物の種類は、自治体により異なります。

標準化に際し  
**戸籍では従来の文字を保持し続けます**（※）

（※）戸籍システム及び戸籍附票システムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで従来の文字セット、文字コード及び文字フォントを使用することを経過措置として可能とします。



## 行政事務標準文字とは何ですか？

「行政事務標準文字」は、すべての自治体が同じ文字を使うことによって効率的な行政サービスの実施や大規模災害への迅速な対応ができるよう、導入するものです。戸籍や住民票で使用されている標準的な文字をもとにデジタル庁が作成しました。



## 今までの漢字は使えないのですか？

行政事務標準文字は、自治体が発行する証明書や印刷物、コンピュータ処理などで使われるものであって、住民の方が同じ文字を使用しなければならないというものではありません。書類などに使う文字は、手書きの文字であればこれまで通りに使えます。コンピュータから入力する文字は行政事務標準文字を利用することになります。

現在、国では法律（※1）に基づき、これまで各自治体が個別に構築・運用・管理してきた業務システム（※2）の統一・標準化を進めています。その際、文字についても、これまで各自治体がコンピュータにあらかじめ登録されていない文字として独自に作成してきた文字（外字）ではなく、デジタル庁で作成した統一文字規格である「行政事務標準文字」を導入することが原則とされています。これにより、各自治体が個別に外字を作成したり確認したりする手間やコストを省き、異なる部署間・自治体間においても同じ文字規格で効率的な行政サービスが実施できるようになります。

※1 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

※2 対象システム 自治体の主に住民を管理する、以下の20業務のシステム

- ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

## 自治体が各種証明書や郵送物で使用する文字が標準化されます

### Q 標準化で何がかわるのですか？

A すべての自治体と同じ文字を使い行政事務を効率化するため、住民票の写しや自治体がみなさまへ発送する郵送物の宛名などに用いる文字が今までと違ったデザインになる場合があります。

### Q どのように変わるのですか？

A 部首の大きさ、曲げはねの違い、一部の長さの違いなど、デザインの差（「字形」の違い）の範囲内で変わる場合があります。漢字の骨組み（「字体」の違い）は変わりません。

字体は同じだが、字形（デザイン）が変わる例

	文字構成要素の大きさの違い
	文字構成要素内の画の長さの違い
	文字構成要素内の曲げ止めと曲げ跳ねの違い
	文字構成要素内の画と画の接触、非接触の違い

### Q いつから変わるのですか？

A 令和7年度から順次導入されます。導入開始時期や、対象となる証明書や郵送物の種類は、自治体により異なります。

### Q 行政事務標準文字とは何ですか？

A 「行政事務標準文字」は、すべての自治体と同じ文字を使うことによって効率的な行政サービスの実施や大規模災害への迅速な対応ができるよう、導入するものです。戸籍や住民票で使用されている標準的な文字をもとにデジタル庁が作成しました。

### Q 今までの漢字は使えないのですか？

A 行政事務標準文字は、自治体が発行する証明書や印刷物、コンピュータ処理などで使われるものであって、住民の方が同じ文字を使用しなければならないというものではありません。なお戸籍では従来の文字を保持し続けます。  
※1 書類などに使う文字は、手書きの文字であればこれまで通りに使えます。コンピュータから入力する文字は行政事務標準文字を利用することになります。

※1 戸籍システム及び戸籍附票システムは、従来の文字セットを行政事務標準文字と対応させて保持することで従来の文字セット、文字コード及び文字フォントを使用することを経路措置として可能とします。

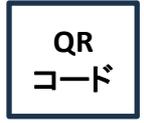
現在、国では法律（※2）に基づき、これまで各自治体が個別に構築・運用・管理してきた業務システム（※3）の統一・標準化を進めています。その際、文字についても、これまで各自治体がコンピュータにあらかじめ登録されていない文字として独自に作成してきた文字（外字）ではなく、デジタル庁で作成した統一文字規格である「行政事務標準文字」を導入することが原則とされています。これにより、各自治体が個別に外字を作成したり確認したりする手間やコストを省き、異なる部署間・自治体間においても同じ文字規格で効率的な行政サービスが実施できるようになります。

※2 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

※3 対象システム 自治体の主に住民を管理する、以下の20業務のシステム

- ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録
- ⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税
- ⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉
- ⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

<④戸籍の附票、⑪戸籍に関しては、従来の文字を保持し続けます。>



さらに詳しく知りたい方はデジタル庁ホームページへ  
[https://www.digital.go.jp/policies/local\\_governments/](https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/) × × × ×

# お知らせ

## 〇〇市が発行する文書の文字が標準化され変わることがあります

国は、全国の自治体の主な業務で取扱うシステムの統一・標準化を進めており（※1）、その一環として、〇〇市の主な業務システム（※2）で使用する文字を〇年〇月から「**行政事務標準文字**」に変更することになりましたのでお知らせします。

これにより、〇〇市が発行する住民票の写し、各種証明書や皆様へお送りするお知らせなどに書かれている宛名（お名前や住所）の文字の形が、一部これまでのものと変わることがあります。

今まで自治体ごとにコンピュータで管理する文字が異なるため、効率的な行政サービスの実施や大規模な災害発生時の迅速な対応などの妨げになってきました。国は、この状況を解消し、来るべきデジタル社会に適応した事務処理を実施できるよう、統一規格である「行政事務標準文字」を導入しすべての自治体が同じ文字を使えるようにしたものです。

今回の「行政事務標準文字」の採用により、〇〇市は市民の皆様のサービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指し、さらなるデジタル化の推進を図ってまいります。

### 1 標準化で何が変わるのですか？

すべての自治体が同じ文字を使い行政事務を効率化するため、住民票の写しや自治体がみなさまへ発送する郵送物の宛名などに用いる文字が今までと違ったデザインになる場合があります。

### 2 どのように変わるのですか？

部首の大きさ、曲げはねの違い、一部の長さの違いなど、デザインの差（「**字形**」の違い）の範囲内で変わる場合があります。漢字の骨組み（「**字体**」の違い）は変わりません。

#### 字体は同じだが、 字形（デザイン）が変わる例

硬 → 硬

文字構成要素の大きさの違い

雪 → 雪

文字構成要素内の画の長さの違い

湾 → 湾

文字構成要素内の曲げ止めと曲げ跳ねの違い

空 → 空

文字構成要素内の画と画の接触、非接触の違い

### 3 いつから変わるのですか？

**令和7年度から順次導入されます。** 導入開始時期や、対象となる証明書や郵送物の種類は、自治体により異なります。

### 4 行政事務標準文字とは何ですか？

「行政事務標準文字」は、すべての自治体が同じ文字を使うことによって効率的な行政サービスの実施や大規模災害への迅速な対応ができるよう、導入するものです。戸籍や住民票で使用されている標準的な文字をもとにデジタル庁が作成しました。

### 5 今までの漢字は使えないのですか？

行政事務標準文字は、自治体が発行する証明書や印刷物、コンピュータ処理などで使われるものであって、住民の方が同じ文字を使用しなければならないというものではありません。なお、**戸籍では従来の文字を保持し続けます。**（※3）書類などに使う文字は、手書きの文字であればこれまで通りに使えます。コンピュータから入力する文字は行政事務標準文字を利用することになります。

現在、国では法律（※1）に基づき、これまで各自治体が個別に構築・運用・管理してきた業務システム（※2）の統一・標準化を進めています。その際、文字についても、これまで各自治体がコンピュータにあらかじめ登録されていない文字として独自に作成してきた文字（外字）ではなく、デジタル庁で作成した統一文字規格である「行政事務標準文字」を導入することが原則とされています。これにより、各自治体が個別に外字を作成したり確認したりする手間やコストを省き、異なる部署間・自治体間においても同じ文字規格で効率的な行政サービスが実施できるようになります。

※1 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

※2 対象システム 自治体の主に住民を管理する、以下の20業務のシステム

- ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税
- ⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉
- ⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

<④戸籍の附票、⑪戸籍に関しては、従来の文字を保持し続けます。>

※3 戸籍システム及び戸籍附票システムは、従来の文字セットを行政事務標準文字と対応させて保持することで従来の文字セット、文字コード及び文字フォントを使用することを経過措置として可能とします。

# 自治体で取り扱う各種証明書や郵便物で 氏名を表すのに使われる文字が 一部変更になります

## 書類上の文字は？

書類などに使う文字は手書きの文字であればこれまで通り。コンピューターから入力する場合は行政事務標準文字を利用することになります。

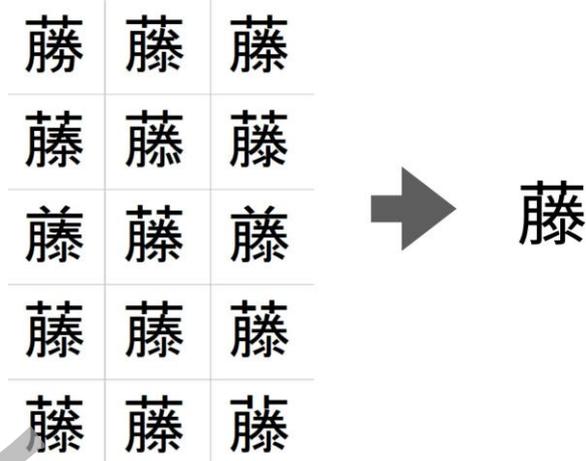
## 正しい文字では身分が 証明できなくなるの？

戸籍や戸籍の附票の文字は当面、これまで通りで変わりありません。

## どんな書類が 該当するの？

自治体の主に住民を管理する基幹業務システムでの以下の18業務では行政事務標準文字が使われます。

- ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④印鑑登録、⑤選挙人名簿管理、⑥固定資産税、⑦個人住民税、⑧法人住民税、⑨軽自動車税、⑩就学、⑪健康管理、⑫児童扶養手当、⑬生活保護、⑭障害者福祉、⑮介護保険、⑯国民健康保険、⑰後期高齢者医療、⑱国民年金



## 戸籍の文字はそのまま、 公的書類は行政事務標準文字に

令和7年度から「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づいて、国や自治体のコンピューターで扱う文字が「行政事務標準文字」に統一されます。

これにより公的印刷物やコンピューター画面で、一部の方の氏名が本人が望む形で表示されないことが出てきます。

市民の方々の名前の字を変えさせる法律ではなく、似た文字の入力ミスや確認ミスによる事故を防ぎ業務を効率化するための便宜上の措置です。

市民の皆さまに手書きしていただく氏名はもちろん、戸籍上の文字もこれまで通りで変わりません。



# 学 學

同じ意味、同じ読みの漢字でも  
誰でもすぐに区別がつく漢字は  
引き続き別の字として区別されます

## 要点まとめ

地方公共団体情報システム標準化法に  
基づく対応 - 法律に基づいた自治体シ  
ステムの統一・標準化の一環

行政事務標準文字 - デジタル庁が作成  
した統一文字規格導入が原則

区別が難しい微細な違いだけを併合  
- 部首の大きさ、曲げはねの有無などわ  
ずかな字形（デザイン）の違いを統  
一するが、漢字の骨組み（字体）まで  
違う場合は引き続き区別する

業務効率化とコスト削減 - 外字作成・  
確認の手間やコストを省き、効率的な  
行政サービスを実現

対象は18の基幹業務システム - 児童手  
当、住民基本台帳、地方税など20業務  
が対象

令和7年度から順次導入 - 自治体によ  
り導入開始時期は異なる

住民の使用義務はない - 自治体が発行  
する証明書や印刷物、コンピュータ処  
理などで使われるもの

約7万文字の規格 - スマートフォンや  
パソコンで使える約1万文字より多い  
約7万文字を収録

戸籍の文字は当面変わらない - 経過措  
置として戸籍と戸籍の附票は当面の間  
文字が変わらない

自治体間・部署間の連携強化 - 同じ文  
字規格で効率的な行政サービスが実施  
可能に

## 背景

日本語には同じ意味を持ち、読み方も同じでありなが  
ら、文字を形作る線がくっついているか分かれているかの  
違いや、線の長さだったり向きだったりといった繊細な差  
で区別されている漢字がたくさんあります（ほとんどが人名  
に使われる文字です）。これは日本の文字文化の豊かさ  
と奥深さの象徴であると同時に、多くの人々の氏名を取り  
扱い入力ミスや確認ミスが許されない役所を始めとする公  
的機関では大きな負担となっていました。また細かな文字  
の差に気が付かない人を狙った詐欺行為などに悪用される  
事態も発生していました。

どのような文字が使われるかには地域差もあるため、こ  
れまでこうした文字は個々の自治体やその部署が個別に  
「外字」と呼ばれる文字データを作成し使っていました。  
このため氏名の相互連携ができず、国としての対応するこ  
ともできずにいました。

こうした問題を解決し、異なる自治体間や部署間でも行  
政サービスの連携や効率化を実現するべくデジタル庁が開  
発したのが「行政事務標準文字」です。

現在のパソコンやスマートフォンで使える文字の種類は  
1万文字ほどですが、住民票や戸籍で使用されている標準  
的な文字を調査し、入力作業のしやすさや作業ミスの軽減  
、コンピューターにかかる負荷などのバランスを見て7  
万文字を厳選しました。

すべての文字を、そのままの形で表すことはできません  
が、戸籍上の氏名とは異なる、事務作業上の便宜的な氏名  
ということで理解を賜れば幸いです。

### よく似た2文字、違いはどこでしょう？

1文字だけが書かれていても、どちらの文字がわかりますか？  
これらの文字は行政事務標準文字 では右側の形になります。

硬 硬

刃の大きさ異なっています

湾 湾

跳ねているか、いないかが違います

雪 雪

線の長さが異なっています

空 空

線がくっついているか、いないかが違います